

今帰仁村給付型奨学金基金条例施行規則

平成 30 年 1 月 30 日
教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、今帰仁村給付型奨学金基金条例（平成 29 年今帰仁村条例第 23 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、奨学金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の受給資格)

第 2 条 奨学金の給付を受けることができる者は、毎年 4 月 1 日を基準として、2 箇年以前から引き続き今帰仁村に居住している者の子であって、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校のうち大学（大学院を除き、短期大学を含む。）又は専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）（以下「大学等」という。）に入学が決定した者のうち（1）～（3）に掲げる要件のいずれかに該当する者であり、かつ（4）～（9）すべてに該当する者とする。

- (1) 文化、スポーツ、学業に秀でたと認められること
- (2) 県代表若しくはそれに類する成績を修めていること
- (3) 学業成績が上位であること（5 段階評価の平均評定値 4.0 以上）
- (4) 経済的理由により進学が困難であること
- (5) 今帰仁中学校を卒業していること
- (6) 健康で、素行に問題のないこと
- (7) 保護者及び当該世帯に本村の村税等の滞納がないこと
- (8) 高校の校長推薦を受けていること
- (9) 保護者が 2 年以上継続して村内に居住しており、給付開始後も引き続き居住すること

(奨学金の給付額及び給付期間)

第 3 条 奨学金の給付額は、別表 1 のとおりとする。

2 奨学金の給付期間は、奨学金の受給が決定したもの（以下「奨学生」という。）の在学する学校の正規の修業期間とする。ただし、月の途中で退学したときはその月の前月までとする。

(奨学生候補者の選考)

第 4 条 奨学生候補者の選考は、第 5 条の規定による書類及び面接等により行うものとする。

2 奨学生候補者の選考は、別表 2 に定める選考委員会で行う。

(奨学金の出願手続)

第 5 条 奨学金出願者は、所定の願書に保証人連署の上、必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 保証人は本人の父母、兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

3 第 1 項の規定による願書及び添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 奨学生願書(様式第 1 号)
- (2) 成績証明書

- (3) 家族構成調書(様式第2号)
- (4) 在学証明書
- (5) 所得証明書等(世帯全員、保証人)
- (6) 納税等確認書(様式第11号)
- (7) 小論文
- (8) 校長からの推薦書
- (9) 前各号に掲げる書類のほか、必要な書類
(奨学生の決定)

第6条 奨学生は、前条の規定により願い出た者の中から、選考委員会の選考を経て、村長がこれを決定し、本人に通知する。

(誓約書の提出)

第7条 奨学金の給付を受けることに決定した者は、保証人連署の上、遅滞なく誓約書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(奨学金の支給)

第8条 奨学金は、原則、6月、10月、2月の年間3回に分け、各月15日に、金融機関への振込により給付する(給付日が土日祝祭日の場合は、金融機関の前営業日)。ただし、特段の事情があつて上記の日程に間に合わない場合は、なるべく速やかに支給する。

(奨学金の休止及び停止)

第9条 第3条第2項の規定にかかわらず、奨学生が合理的な理由又はやむを得ない事情等があつて休学した場合は、奨学生の申請により期限を定めて奨学金の給付を休止することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を停止する。

- (1) 傷病などのため成業の見込みがないとき
- (2) 休学したとき(前項の場合を除く)
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (4) その他奨学生として適当でないとき

(届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに村長に届け出なければならない。ただし、奨学生が事故で届け出ることができないときは、保護者又はこれに代わる者が届け出なければならない。

- (1) 休学、転学又は退学したとき(様式第4号、様式第5号及び様式第6号)
- (2) 本人、保護者及び保証人の身分、住所その他重要事項に異動があつたとき(様式第7号)
- (3) 前条第1項により給付を休止していた者が、給付を再開しようとするとき(様式第8号)

(報告)

第11条 第8条による奨学金を受給している奨学生は、毎年4月末日までに次の各号に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 生活状況報告書(様式第9号)

- (2) 在学証明書
 - (3) 成績証明書、又は、卒業時には進路報告書(様式第10号)
- (奨学金の返還)

第12条 給付した奨学金は、返還を要しないものとする。ただし、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) この規則に違反したとき
 - (2) 虚偽の申請によって給付を受けたとき
 - (3) その他村長が返還するべきと認めたとき
- (補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(特別枠)

第2条 当面の間、本則第4条の選考に当たっては、医療・保健・福祉分野の大学等への進学者について、少なくとも1名は優先的に選考するよう努めることとする。

2 前項で選考された奨学生が他分野等へ転学する場合は、給付を停止することができる。

別表1(第3条関係)

学校種別等	月奨学金	給付人数
大学等	45,000円以内	毎年度の予算の範囲内で村長が定める。

別表2(第4条第2項関係)

選考委員役職名	所属・職名
選考委員長	今帰仁村教育長
選考委員副委員長	今帰仁中学校長
選考委員	今帰仁村教育委員から1名
選考委員	村民生委員児童委員協議会会長
選考委員	区長会長
選考委員	学校教育課長